平成 24 年 6 月 1 日

各　位

会 社 名　株式会社アスラポート・ダイニング
代表者名　代表取締役社長　　檜　垣　周　作
（コード番号 3069　JASDAQ）
問合せ先　管 理 本 部 長　　齊　藤　隆　光
（TEL. 03－6459－3235）

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 1 日開催の取締役会において、株式分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、株式分割の実施および単元株制度の採用については、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）および「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施および単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日）［ただし、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成 24 年 9 月 28 日（金）］を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①分割前の発行済株式数	176,100 株
②今回の分割により増加する株式数	17,433,900 株
③分割後の発行済株式数	17,610,000 株
④分割後の発行可能株式総数	49,500,000 株

※上記の株式数は、平成 24 年 5 月 31 日時点の発行済株式数に基づき算出しております。今後、新株予約権が行使された場合は、上記①～③の株式数が変更される可能性がございます。

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成 24 年 9 月 14 日（金）
基準日	平成 24 年 9 月 30 日（日）
効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日（月）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割」の効力発生日である平成 24 年 10 月 1 日（月）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日（月）

【ご参考】

上記の単元株制度の採用にともない、平成 24 年 9 月 26 日（水）をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は、平成 24 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 1 日付で 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更および変更案第 8 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これにともない、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会において、変更案第 9 条（単元未満株式の権利制限）および変更案第 10 条（単元未満株式の買増し）の新設を上程するものであります。

① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。

② 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 8 条（単元株式数）を新設するものであります。

③ 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 9 条（単元未満株式の権利制限）および第 10 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

④ 第 8 条乃至第 10 条の新設にともなう条数の変更を行うものであります。

⑤ 現行定款第 6 条の変更ならびに第 8 条乃至第 10 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、495,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、49,500,000株とする。
第7条　（省略）	第7条（現行どおり）
（新設）	（単元株式数） 第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	（単元未満株式の権利制限） 第9条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第8条～第45条　（省略）	第11条～第48条　（現行どおり）
（新設）	附則　第6条の変更並びに第8条乃至第10条の新設の効力発生日は、平成24年10月1日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成24年6月28日（木）
定款変更の効力発生日	平成24年10月1日（月）

以上